

南海トラフ地震臨時情報への対応について

1 三重県地域防災計画の修正について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を定めるように努めなければならないこととされています。

令和元年5月31日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更（南海トラフ地震臨時情報への具体的な対応の明記）されたことを受け、本県の地域防災計画の該当部分を修正することとします。

2 地域防災計画修正の概要

本県の地域防災計画（地震・津波対策編）の「第2部 災害予防・減災対策」に、新章として「第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」を追加して、南海トラフ地震臨時情報への対応について、下記の内容で記載することとします。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めます。

- ① 県が実施する対策（第6章 第1節 第3項 県が実施する対策 参照）
情報収集・連絡体制、市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 他
- ② 市町が実施する対策（第6章 第1節 第3項 市町が実施する対策 参照）
情報収集・連絡体制の整備

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとります。

- ① 県が実施する対策（第6章 第2節 第3項 県が実施する対策 参照）
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達（市町・県民等）
 - イ 避難対策
 - （ア）地域住民等の避難行動等
 - （イ）市町域を越える広域避難の調整 など
 - ウ 交通対策
 - （ア）道路交通に対する対策
 - （イ）滞留旅客等に対する措置

エ 県が管理等を行う施設等に関する対策

(ア) 不特定多数の者が出入りする施設の対策

【対象施設】

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校 等

【とるべき措置】

○各施設共通の措置

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための措置
- c 消防用設備の点検、各施設の緊急点検 など

○個別の施設の措置（例）

a 県立病院等

患者の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

b 県立高校等

- ・生徒等に対する保護
- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置

② 市町が実施する対策（第6章 第2節 第3項 市町が実施する対策 参照）

緊急の情報伝達、避難対策、交通対策 等

③ 関係機関が実施する対策（第6章 第2節 第3項 その他防災関係機関が実施する対策 参照）

消防機関、ライフライン企業、金融機関、交通関係機関等を対象とし、各関係機関が取るべき措置について記載

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、一定の期間、後発地震に対して注意する措置をとります。

① 県が実施する対策（第6章 第3節 第3項 県が実施する対策 参照）

住民への周知

県が管理等を行う施設等に関する対策 等

② 市町が実施する対策（第6章 第3節 第3項 市町が実施する対策 参照）

住民への周知 等

③ 関係機関が実施する対策（第6章 第2節 第3項 その他防災関係機関が実施する対策 参照）

消防機関、ライフライン企業、金融機関、交通関係機関等を対象とし、各関係機関が取るべき措置について記載

3 その他の取組

(1) 市町への支援

防災施策に関する研究会等を通じ、南海トラフ地震臨時情報への対応等について支援し、市町地域防災計画の修正等の促進を図ります。

(2) ライフライン企業等への支援

三重県ライフライン企業等連絡会で、ライフライン企業等に対し、南海トラフ地震臨時情報への対応に関する情報共有を図るとともに、取組の促進を図ります。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|----|--|
| 令和2年 | 1月 | 防災対策会議幹事会・防災対策会議で修正案の検討
三重県ライフライン企業等連絡会での説明 |
| 令和2年 | 2月 | 防災施策に関する研究会 |
| 令和2年 | 3月 | 県議会防災県土整備企業常任委員会で修正案の説明
三重県防災会議幹事会、防災会議で修正案の審議
地域防災計画の修正 |